



2024年10月31日

日本におけるAIをめぐる政策その他の取組みの動向

I. はじめに

2022年から急速に普及した生成AIなど、近年AI技術が急激に進展しています。これに伴い、世界的にもAIに関する包括的な法的枠組みの策定に関する議論が活発になっています。

国際的には、2023年5月に開催されたG7広島サミットの結果を踏まえ、生成AIについて「広島AIプロセス」が立ち上がり、同年12月には、安全、安心で信頼できる高度なAIシステムの普及を目的とした指針と行動規範からなる初の国際的政策枠組みとして「広島AIプロセス包括的政策枠組み」がとりまとめられ、G7首脳に承認されました¹。また、欧州連合（EU）では、AI法が2024年8月1日に発効しました（EU AI法については、[こちら](#)をご参照ください。）²。

日本では、現時点においてAIを包括的に規制する法令は存在しておらず、基本的には非拘束的なソフトローに基づく取組みがなされています。そのうえで、政府においては、国際動向も踏まえ、AIの法規制をめぐる議論が続けられている状況です。

本稿では、日本におけるAIをめぐる主な取組みの動向を概説します。

II. 日本におけるAIをめぐる近時の政策等の動向

日本国内では、従来から「AI戦略2022」³や「人間中心のAI社会原則」⁴など、AIに関する基本戦略や基本理念を明らかにするための検討・取組みが継続されてきました。その後、上記の生成AIの

急速な普及・進展に伴い、内閣府における「AI 戦略チーム」⁵（2023 年 4 月から）及び「AI 戦略会議」⁶（同年 5 月から）において、我が国における生成 AI をめぐる課題について検討が行われました。2023 年 5 月には、2023 年 G7 広島サミットなども踏まえ、AI 戦略会議の構成員が AI 戦略チームのメンバー等との集中的な議論を行った結果として、「AI に関する暫定的な論点整理」が取りまとめられました⁷。本論点整理では、リスク対応に関する論点、及び、AI の最適な利用、AI 開発力などの論点に関して整理がなされました⁸。

上記の動向を受け、2024 年 4 月には、我が国における AI ガバナンスの統一的な指針として、「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」（以下「事業者ガイドライン」といいます。）が公表されました⁹。

そのほか、知的財産については、2024 年 3 月に文化庁・文化審議会著作権分科会法制度小委員会が「AI と著作権に関する考え方について」¹⁰を公表し、同年 5 月に AI 時代の知的財産権検討会が「中間とりまとめ」¹¹を公表しました。偽・誤情報等への対応については、2024 年 9 月に総務省におけるデジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会が「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ」を公表しました¹²。個人情報保護については、2023 年 6 月に個人情報保護委員会が「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」¹³を公表しました。

AI戦略会議一年間の振り返り（国内の主な取組み）

AIに関する暫定的な論点整理（AI戦略会議、2023.5.26）

【個人情報保護】

OpenAIに対する注意喚起（個人情報保護委員会、2023.6.1）
生成AIサービスの利用に関する注意喚起等（個人情報保護委員会、2023.6.2）

【AIと知的財産権との関係】

文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」（文化庁、2024.3.15）
AIと著作権の考え方について整理。周知・啓発。関係者の相互理解の促進等。
AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ（知的財産戦略推進事務局、2024.5.28）
法、技術、契約による取組み。

【偽・誤情報等】

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ（案）公表・パブコメ中（総務省、2024.7.20～）

【雇用への影響】

雇用政策研究会中間整理「新たなテクノロジーが雇用に与える影響について」（厚労省、2023.12.21）
生産性向上の一方で仕事内容は変化。労使コミュニケーション深化、キャリア形成支援などが重要。

【ガイドライン・履行確保等】

ガイドライン等履行確保・AI利用促進に関する調査（内閣府、2023.11～）
各業種等におけるリスクや対応等を整理。
AIセーフティ・インスティテュート創設（内閣府等、2024.2.14）
海外の同種の機関とも連携し、安全性確保に向けた調査研究、基準作成等に取り組む。
AI事業者ガイドライン ver1.0（総務省・経産省、AI戦略会議了承、2024.4.19）
（参考）不正競争防止法「秘密情報の保護ハンドブック」（2024.2）生成AIに関して記載

【政府における利用】

ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せ（デジタル社会推進会議幹事会）
第一版（2023.5.8）で機密性1情報から試験的に利用。第二版（2023.9.15）で機密性2情報についても試験的に利用。

【教育分野での利用】

初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインの改訂検討（文科省、2024.7.25）

【人材育成】

デジタルスキル標準の普及、ITSS（ITスキル標準）レベル3相当の教育訓練を認定制度の対象へ

【公的機関によるデータの整備】

NICTによる日本語データの整備
政府データのAI学習への提供アクションプラン ver.1.0（内閣府、2023.11.7）
政府データに関するニーズ調査、データ形式変換方法を検討。

【計算資源の整備】

AI用計算資源について、産総研ABCIの拡充や民間における整備を支援。

【モデル開発支援】

スタートアップ等によるAIモデルの開発を促進させるべく支援。

【基礎研究】

NIIにおいて、生成AIモデルの透明性・信頼性の確保等の研究開発を開始。理研において、科学研究向けAI基盤モデルの開発に着手するとともに、2024年4月、AI for Scienceの日本連携枠組みを創設。

※出典：各府省庁の公開情報を基に内閣府で作成 4

[出典] 内閣府 化学技術・イノベーション推進事務局「AI 政策の現状と制度課題」（2024 年 8 月 2 日）4 頁¹⁴

以下では、このような我が国における AI をめぐる取組みの動向について概説いたします。

III. 「論点整理」を踏まえた各省庁の対応

(1) 総務省・経済産業省による「事業者ガイドライン」

2024年4月、総務省・経済産業省によって「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」（以下「事業者ガイドライン」といいます。）が公表されました。事業者ガイドラインは、総務省及び経済産業省が別々に主導し策定してきた AI に関する計3つのガイドライン¹⁵を統合・見直しを行い、さらに発展した AI 技術の特徴及び国内外における AI の社会実装に係る議論を反映したうえで、事業者が AI の社会実装及びガバナンスを共に実践するためのガイドライン（非拘束的なソフトロー）として策定されたものであり、「AI の安全安心な活用が促進されるよう、我が国における AI ガバナンスの統一的な指針を示す」ものとされています¹⁶。

本事業者ガイドラインでは、AI 開発・提供・利用にあたって必要な取組についての基本的な考え方が示されています。具体的には、本編において、事業者が AI の安全安心な活用を行い、AI の便益を最大化するために重要な「どのような社会を目指すのか（基本理念=why）」及び「どのような取組を行うか（指針=what）」が示されています。また、別添において、「具体的にどのようなアプローチで取り組むか（実践=how）」を示すことで、事業者の具体的な行動へとつなげることが想定されています¹⁷。本事業者ガイドラインにおいて、対象となる AI システム及びサービスは広範に定義され、「実際の AI 開発・提供・利用においては、本ガイドラインを参照し、各事業者が指針遵守のために適切な AI ガバナンスを構築するなど、具体的な取組を自主的に推進することが重要」とされています¹⁸。

本事業者ガイドラインについては、別稿で詳しくご説明させていただく予定です。

(2) AI と知的財産権との関係

(ア) 概要

2024年6月に公表された内閣府知的財産戦略推進本部による「知的財産推進計画2024」では、知財エコシステムの再構築論点として AI と知的財産が挙げられました¹⁹。そして、AI 時代の知的財産検討会や文化庁において、AI と知的財産権の考え方の整理が行われています。

(イ) 内閣府・AI時代の知的財産検討会における議論状況

知的財産権については、2024年5月にAI時代の知的財産権検討会が「中間とりまとめ」を公表しました²⁰。同検討会では、AI技術の急速な進歩を背景に、生成AIが社会における様々な創作活動の在り方に影響を及ぼし、AIと知的財産権の関係をめぐり新たな課題を惹起するに至っているなどの問題意識から、AIと知的財産権等との関係をめぐる課題への対応について、関係省庁における整理等を踏まえつつ、必要な対応方策等を検討することが目的とされました。同検討会では、主に2つの検討課題として、①生成AIと知財をめぐると懸念・リスクへの対応等について、及び、②AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について、議論がなされました。

本「中間とりまとめ」では、知的財産法で直接の保護対象として明記していない作風、声、肖像を含め、知的財産法のルールのみでは解決できない点も複合的に関わることを踏まえ、AIガバナンスとの連動の重要性が挙げられているほか、AIの進歩と知的財産権の保護が両立するエコシステムの確立に向けて、幅広い関係者が法・技術・契約を適切に組み合わせアジャイルに取り組む必要が挙げられています²¹。それらの観点に基づいて、知的財産法にかかわる法的考え方が整理され、それ以外の技術による対応策や契約による対価還元策についても議論がまとめられています²²。

(ウ) 文化庁による「AIと著作権に関する考え方について」及び「AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」

著作権については、2024年3月に、文化庁・文化審議会著作権分科会法制度小委員会が「AIと著作権に関する考え方について」を公表しました²³。これは、生成AIと著作権の関係に関する判例及び裁判例の蓄積がないという現状を踏まえて、生成AIと著作権に関する考え方を整理し、周知すべく取りまとめられたものであるとされています。そして、主に、開発・学習段階に関する著作権法第30条の4の適用範囲の明確化、生成・利用段階に関する著作権侵害にあたりうる場合等についての現行の著作権法における考え方の明確化、及びAI生成物が著作物として認められる場合についての考え方の整理等が行われました²⁴。

また、2024年7月には文化庁著作権課が「AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」を公開しました²⁵。これは、著作権と生成AIとの関係で生じるリスクを低減させる上で、また、自らの

権利を保全・行使する上で望ましいと考えられる取組みを、生成 AI に関する当事者（ステークホルダー）の立場ごとに分かりやすい形で紹介するものとされています²⁶。

（エ） その他

その他、特許庁により AI 関連技術に関する事例追加がなされたほか²⁷、経済産業省により「コンテンツ制作のための生成 AI 利活用ガイドブック」も公表されています²⁸。

（3） 偽・誤情報等への対応

AI をめぐっては、偽・誤情報等の生成・拡散のリスクへの対処も重要な論点となります。

総務省では、2023 年から、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会が行われ、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた今後の対応方針と具体的な方策についての議論がなされています。2024 年 9 月には「とりまとめ」が公表され、デジタル空間におけるリスクとして、偽・誤情報やなりすましのリスク及びに構造的なリスクとしてアテンション・エコノミーに加え、これらのリスクを「加速化する」生成 AI 等の新たな技術やサービスの進展・普及のリスクが言及されています²⁹。

また、偽・誤情報の生成・拡散の論点に関連して、2024 年 5 月には「情報流通プラットフォーム対処法」（プロバイダ責任制限法の一部改正）が成立しました³⁰。情報流通プラットフォーム対処法では、インターネット上の違法・有害情報の問題化を踏まえて、SNS などを運営する大規模プラットフォーム事業者（大規模特定電気通信役務提供者）に対し新たな規制が加えられました。具体的には、大規模プラットフォーム事業者に、削除申出への原則一定期間内の判断・通知などの「対応の迅速化」や削除基準の策定及び公表などの「運用状況の透明化」が義務付けられました。

（4） 個人情報保護・プライバシー

また、個人情報の不適正利用やプライバシーの論点に関しては、2023 年 6 月に、個人情報保護委員会が「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等」を公表しました。これは、生成 AI サービスの普及等を踏まえ、個人情報の適正な取り扱いによる個人の権利利益の確保の要請と、新たな技術に

基づく公共的な利益の要請とのバランスに留意しつつ、生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等を行うことが目的とされています³¹。具体的には、個人情報取扱事業者及び行政機関等における生成 AI サービスの利用に際しての個人情報の取り扱いに関する注意点や、一般の利用者における生成 AI サービスの利用に際しての個人情報の取り扱いに関する注意点が取りまとめられています。

(5) 雇用への影響

さらに、AI が雇用に与える影響について、厚生労働省雇用政策研究会は 2023 年 12 月に中間整理「新たなテクノロジーが雇用に与える影響について」を公表しました³²。本中間整理では、AI 等の新たなテクノロジーの活用は、労働生産性の向上や新たな労働需要創出による経済成長を通じ、社会全体の豊かさの向上に貢献することが期待される一方、新たなテクノロジーが導入される過渡期には、雇用代替が進み、雇用が奪われてしまうとの懸念が生じるとの問題意識を踏まえ、生成 AI の活用への期待のほか、新たなテクノロジーが雇用に与える影響を踏まえた政策の方向性を明らかにしました³³。

IV. 今後の法規制をめぐる動向

以上のように、我が国では、関係者による自主的な取組を促し、非拘束的なソフトローによる対応がなされてきました。

また、このような取組みと並行して AI 制度の整備に関する検討が進められており、2024 年 5 月には、AI 戦略チームにより「『AI 制度に関する考え方』について」が公表されました³⁴。これは、日本における AI 利用の実態や国内外の制度設備の状況等について調査した上で、今後の AI 制度に関する考え方をまとめたものであるとされています³⁵。

さらには、2024 年 7 月に、AI 戦略会議のもと、AI 制度の在り方について検討をすることを目的として、「AI 制度研究会」が設置されました³⁶。2024 年 8 月には、AI 戦略会議・AI 制度研究会合同会議が開催されました。これは、法制度の要否も含む制度の在り方の議論の事実上のキックオフと位置付けられています³⁷。AI 制度研究会においては、今秋に中間とりまとめが予定されており³⁸、注目されます。

現状、包括的な AI 法規制ではなく、ガイドラインや既存の法令の適用を前提にソフトローアプローチをとる日本ですが、今後の法規制動向の注視が必要です。

-
- ¹ 総務省、広島 AI プロセス、<https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/>
- ² AIL ニュースレター「EU AI 法：新規則がもたらす主な影響」（2024 年 9 月 6 日）
https://arakiplaw.com/wp/wp-content/uploads/2024/09/Newsletter-EU-AI-Act-JA-Printable-version_20240905-1.pdf
- ³ 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局「AI 戦略 2022 の概要」（2022 年 4 月 4 日）
https://www8.cao.go.jp/cstp//ai/aistrategy2022_gaiyo.pdf
- ⁴ 統合イノベーション戦略推進会議決定「人間中心の AI 社会原則」（2019 年 3 月 29 日）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/aigensoku.pdf>
- ⁵ 内閣府ウェブサイト、https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_team/ai_team.html
- ⁶ 内閣府ウェブサイト、https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/ai_senryaku.html
- ⁷ AI 戦略会議「AI に関する暫定的な論点整理」（2023 年 5 月 26 日）
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ronten_honbun.pdf
- ⁸ 同上
- ⁹ 経済産業省「『AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）』を取りまとめました」（2024 年 4 月 19 日）
<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004.html>
- ¹⁰ 文化庁「AI と著作権に関する考え方について」（2024 年 3 月 15 日）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf
- ¹¹ AI 時代の知的財産権検討会「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（2024 年 5 月）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf
- ¹² デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会「とりまとめ」（2024 年 9 月）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000966997.pdf
- ¹³ 個人情報保護委員会「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」（2023 年 6 月 2 日）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_kouhou_houdou.pdf
- ¹⁴ 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局「AI 政策の現状と制度課題」（2024 年 8 月 2 日）
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/11kai/shiryo1.pdf
- ¹⁵ 総務省主導で策定・公表された「国際的な議論のための AI 開発ガイドライン案」、「AI 利活用ガイドライン～AI 利活用のためのプラクティカルリファレンス～」及び経済産業省主導で策定・公表された「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン Ver. 1.1」
- ¹⁶ 経済産業省「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」（2024 年 4 月 19 日）2 頁
<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004-1.pdf>

- ¹⁷ 経済産業省「『AI 事業者ガイドライン』案概要」（2024年3月）8頁
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/2023_003_02_02.pdf
- ¹⁸ 同上
- ¹⁹ 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2024」（2024年6月4日）
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2.pdf>
- ²⁰ AI時代の知的財産権検討会「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（2024年5月）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf
- ²¹ AI戦略チーム「『AI制度に関する考え方』について（概要）」（2024年5月）6頁参照
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/9kai/shiryo2-2.pdf
- ²² 同上
- ²³ 文化庁「AIと著作権に関する考え方について」（2024年3月15日）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf
- ²⁴ AI戦略チーム、前掲注21、6頁
- ²⁵ 文化庁「AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」（2024年7月31日）2頁
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r06_02/pdf/94101701_01.pdf
- ²⁶ 同上
- ²⁷ 特許庁「AI関連技術に関する事例の追加について」（2024年3月13日）
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei/jirei_tsuika_2024.pdf
- ²⁸ 経済産業省「コンテンツ制作のための生成AI利活用ガイドブック」（2024年7月5日）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/ai_guidebook_set.pdf
- ²⁹ デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会「とりまとめ」（2024年9月）28頁
https://www.soumu.go.jp/main_content/000966997.pdf
- ³⁰ 総務省「情報流通プラットフォーム対処法（プロバイダ責任制限法の一部改正）の概要」（2024年6月21日）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000948497.pdf
- ³¹ 個人情報保護委員会「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について」（2023年6月2日）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_kouhou_houdou.pdf
- ³² 厚生労働省「2023年度雇用政策研究会中間整理『新たなテクノロジーが雇用に与える影響について』概要版」（2023年12月21日）2頁
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001181116.pdf>

³³ 厚生労働省「2023年度 雇用政策研究会中間整理『新たなテクノロジーが雇用に与える影響について』」（2023年12月21日）1頁 <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001181180.pdf>

³⁴ AI戦略チーム、前掲注21

³⁵ AI戦略チーム「AI制度に関する考え方」（2024年5月）3頁
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/9kai/shiryo2-1.pdf

³⁶ 「第10回 AI戦略会議 議事要旨」（2024年7月19日）
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/10kai/gijiyoushi10kai.pdf

³⁷ 首相官邸「AI戦略会議・AI制度研究会合同会議」（2024年8月2日）
https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202408/02ai.html

³⁸ AI戦略会議（第11回）・AI制度研究会（第1回）合同会議 議事要旨（2024年8月2日）
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/11kai/gijiyoushi.pdf

*本ニュースレターで引用するウェブサイトは、いずれも最終参照日を2024年10月31日とします。

コンタクト



荒木 昭子
(Akiko Araki)
カリフォルニア州弁護士、弁護士、弁理士
akiko.araki@arakiplaw.com
CV: <https://arakiplaw.com/our-people/araki/>



ラウラ・コロンビーニ
(Laura Colombini)
パラリーガル
laura.colombini@arakiplaw.com
CV: <https://arakiplaw.com/our-people/colombini/>

[荒木法律事務所について]

荒木法律事務所 (Araki International IP&Law) は、2021年にグローバル・ファーム及び日本の国内ファーム等で10年以上の経験を有する弁護士によって創設された法律事務所です。特に、知的財産分野のクロス・ボーダーのライセンスや国際的な紛争解決の分野に力を入れています。その他、国際取引・紛争解決、データ・プライバシー、IT・情報通信、規制対応・コンプライアンス等、幅広い領域において企業をサポートいたします。

本ニュースレターは、当事務所のクライアントの皆様、当事務所所属弁護士と名刺交換させていただいた皆様、及び、当事務所が主催又は後援するイベントにご参加いただいた皆様宛てに、一般的な情報提供を目的としてご案内しております。本レターが法的アドバイスを構成するものではないことにご留意ください。配信を希望される場合、その他お問合せにつきましては、お手数ですがメールでご連絡ください。